

国民健康保険料の軽減基準が拡大されました

国民健康保険（以下、国保）は、加入されている方が病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかることができるよう、お互いに助け合う医療保険制度です。

今年度は国の政令改正に基づき、中低所得層の保険料負担の軽減を図るため、軽減基準について変更しました。ご理解いただき、納付にご協力をお願いいたします。

■所得による保険料軽減対象範囲が拡大されます

低所得者への国保料の負担を軽減する

軽減対象となる所得基準額の改正内容

軽減割合	世帯の総所得金額	
7割軽減	33万円以下(改正なし)	
5割軽減	改正後	33万円+(27万円×被保険者数)以下
	改正前	33万円+(26.5万円×被保険者数)以下
2割軽減	改正後	33万円+(49万円×被保険者数)以下
	改正前	33万円+(48万円×被保険者数)以下

70～74歳の国民健康保険に加入している方へ

高齢者受給者証(紫色)をお届けします

8月1日から使用していただく新しい高齢者受給者証(紫色)は、7月中に郵便局員が直接手渡しする「簡易書留郵便」でお届けします。

長期間留守にされる方や、市役所・支所での受け取りを希望される方はお早めにご連絡ください。

※国民健康保険被保険者証(緑色)の有効期限は9月30日のため、9月下旬に新しい証をお届けします。

問合せ先 市民課 ☎35-3137

問合せ先 市民課 ☎35-3137

ため、世帯の国保加入者(特定同一世帯所属者を含む※)の所得の合計額に応じて、その世帯の均等割額と平等割額を7割、5割、2割減額しています。

平成29年度からは、国の制度改正により、5割と2割の軽減対象になる所得の基準額が引き上げられ、軽減対象範囲が拡大されます。

※特定同一世帯所属者とは後期高齢者医療制度の加入者になったことにより国保資格を喪失した人で、引き続き同一世帯に属する人のこと

高額介護(予防)サービス費の基準が変わります

	生活保護を受給している方	世帯全員が市民税非課税		世帯内のどなたかが市民税を課税されている方	現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方
		前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の方等	左記以外の方		
個人の負担上限額(月額)	15,000円	15,000円	24,600円	変更 37,200円 → 44,400円 ただし「要件」すべてに該当する世帯には年間上限額(446,400円)を設定	44,400円
世帯の負担上限額(月額)		24,600円			

平成29年8月から、高額介護(予防)サービス費における1カ月の利用者負担上限額が、一部変更になります。

上記の表の「要件」については、次の①②のとおりです。

- ①現役並み所得者世帯(※1)に該当しないこと
- ②同じ世帯のすべての65歳以上の方(介護サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割(※2)であること

(※1) 同じ世帯に課税所得が145万円以上の65歳以上の方がいる場合で、世帯のすべての65歳以上の方の収入の合計額が520万円(単身の場合は383万円)以上の場合に現役並み所得者世帯となります。

(※2) 65歳以上の方で1割負担となるのは、次のどちらかに該当する方です。

- ・本人の合計所得金額が160万円未満
- ・本人の合計所得金額が160万円以上であるが、世帯の65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額の合計が346万円未満(単身の場合は280万円未満)

ただし、この年間上限額の設定は平成29年8月からの3年間に限られた措置です。

問合せ先 高齢介護課 ☎35-3178

保険料の決定通知書をお届けします(国民健康保険・介護保険)

平成28年中の所得が確定し、平成29年度の保険料が決まりましたので、7月20日頃に、保険料の決定通知書(本算定分)をお届けします。保険料額や支払い方法などが記載されていますので、ご確認ください。

問合せ先 国民健康保険について
市民課 ☎35-3137
介護保険について
高齢介護課 ☎35-3178